
◎議案第 67 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉 昭宏君） 日程第 3、議案第 67 号 静岡県市町総合事務組合規約の変更についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤 文彦君） 議案第 67 号は静岡県市町総合事務組合規約の変更についてであります。
詳細は担当課長から申し上げます。

（総務課長 金刺 英夫君 提案理由説明）

○議長（稲葉 昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○議長（稲葉 昭宏君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉 昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉 昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉 昭宏君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉 昭宏君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第 67 号 静岡県市町総合事務組合規約の変更についての件を挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉 昭宏君） 挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

（午前 9 時 0 5 分）
